

贈 与 等 報 告 書
(報 酬 の 支 払 関 係)

(各省各庁の長等) _____ 殿

所属 部局		氏名 (<input type="checkbox"/> 指定職以上の職員に該当する)
官職		

報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
--------------	-------

報酬の支払の基因となった事実及び内容

講演
 (題名・内容:)
 (年月日、場所等:)

討論又は座談会
 (討論会名等・内容:)
 (年月日、場所等:)

著述
 (原稿料の場合(原稿の枚数等×単価で計算されるもの)
 (著述物の名称:)
 (内容等:))
 (印税の場合(書籍の定価×発行部数×使用料率で計算されるもの)
 (著述物の名称:)
 (内容等:))

監修又は編さん
 (監修・編さん物名等:)

TV又はラジオ放送番組への出演
 (番組名等・内容:)
 (出演日、場所等:)

その他(講習、研修、知識の教授等)
 (名称・内容:)
 (年月日、場所等:)

支払を受けた報酬の価額

円(税込、源泉徴収差引き前)
 (講演等の時間数: 時間 分)
 (原稿枚数(400字詰原稿用紙換算): 枚)

報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(事業者等の名称:)
 (事業者等の住所:)

報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係

(所属行政機関との関係:)
 (職務との関係:)
 利害関係なし
 利害関係あり(国家公務員倫理規程第2条第1項 号該当)
 ↳ 事前に倫理監督官の承認あり

(注) 1 報酬の支払1件につき、1枚に記入すること。
 2 物品・金銭の贈与又は供応接待の報告をする場合は、「金銭・物品の贈与又は供応接待関係」の様式を使用すること。

【記入上の留意事項】

1 「報酬の支払の基因となった事実及び内容」欄について

- ・「その他（講習、研修、知識の教授等）」にチェックした場合は、（ ）内に「基因となった事実及びその内容」をできるだけ具体的に記入してください。例えば、討論会での内容の審査や論評が該当します。なお、医学上の鑑定書や法制上の意見書の作成、芸術作品の鑑定や論文の査読を行って報酬を受領した場合は該当しませんので、報告の必要はありません。
- ・原稿料か印税かについては、契約等の名称には関わりません。

2 「支払を受けた報酬の価額」欄について

- ・価額については、必要経費を差し引くことなく、また、源泉徴収により差し引かれた分であっても報酬の一部であるため、差引き前の金額を記入してください。
- ・原稿料は支払い単位に基づき、原稿料の支払いが行われた機会ごと一括して報告してください。
- ・「講演等」の場合は時間を、また「著述等」の場合は400字詰め原稿用紙換算で何枚書いたかを記入してください。

3 報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係」欄について

- ・「行政機関との関係」には、「〇〇補助金の交付先」、「〇〇法に基づく許認可先」、「所掌する〇〇会社」等と記入しますが、所属行政機関等と当該事業者等との間に何らかの利害関係がある場合には必ず記入してください。また、利害関係がない場合は、「利害関係なし」にチェックするのみで記入は不要です。
- ・「職務との関係」について、利害関係がある場合は、倫理規程第2条第1項各号の「事務の区分」（許認可等をする事務（1号）、補助金等を交付する事務（2号）、立入検査等をする事務（3号）、行政指導をする事務（5号）、事業の発達、改善及び調整に関する事務（6号）、契約に関する事務（7号）など）のうち、該当する号を全て記入してください。なお、利害関係がない場合は「利害関係なし」のチェックのみで差し支えありません。ただし、過去に就いていた官職の利害関係者で、その者がその官職にとって引き続き利害関係者である場合は、異動後3年間は利害関係者であること（倫理規程第2条第2項）にも留意してください。
- ・「講演等」を依頼している事業等が利害関係者である場合は、倫理規程第9条第1項により倫理監督官の事前承認が必要となります。